

橋本市訓令第4号

橋本市私有自動車の公用使用取扱規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和8年4月1日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市私有自動車の公用使用取扱規程の一部を改正する訓令

橋本市私有自動車の公用使用取扱規程(平成 18 年橋本市訓令第 60 号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第4条関係)

公用使用申請書（私有自動車）

私は、橋本市私有自動車の公用使用取扱規程第4条第1項の規定に基づき、私有自動車を公用使用するため、下記必要書類を添付し申請します。

なお、当該車両については、常に良好な状態に保つことを申し添えます。

記

1. 自動車検査証記録事項の写し（所有者が確認できるものに限る）
2. 免許証の写し、もしくは免許情報の写し
3. 自賠責保険証書の写し
4. 任意保険証書の写し

申請日 年 月 日

（あて先）橋本市長

職場名

申請者

車両の状況

車名	車両番号	購入年月日	購入額

※カーナビ：有・無、 ※ETC：有・無、 ※ドライブレコーダー：有・無、
※AEB（衝突被害軽減ブレーキ）有・無、 ※その他付属品（ ）

（※カーナビ、ETC、ドライブレコーダー、AEBの有無に○印を付けてください。）

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。